# 平成二十三年度分の地方特例交付金の交付時期及び交付額の特例に関する省令 （平成二十三年総務省令第百四十五号）

平成二十三年度分の地方特例交付金については、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第六条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年十一月に、平成二十三年度に各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額を交付する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。